

5) 講義資料

令和3年度 厚生労働省委託母子保健指導者養成研修

母子保健行政の動向

不妊・不育相談支援研修：行政説明

厚生労働省 子ども家庭局母子保健課
課長補佐 涌井 菜央

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

講義の概要

1. 不妊治療等に関する関連法規や政策方針
2. 不妊治療等に関する公的研究事業
3. 不妊治療等に関する国の施策
4. 今後の方向性

講義の概要

1. 不妊治療等に関する関連法規や政策方針
 - 1) 不妊治療等に関する関連法規
 - 2) 政府の政策方針
2. 不妊治療等に関する公的研究事業
3. 不妊治療等に関する国の施策
4. 今後の方向性

不妊治療等に関する関連法規

成育基本法及び成育医療等基本方針の関連性

- 政府は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。略称「成育基本法」。）第11条第1項の規定に基づき、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を令和3年2月9日に閣議決定した。

成育医療等基本方針（令和3年2月9日閣議決定：Ⅱの2⑤抜粋）

- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用に対する助成を行う。
- 男女を問わず、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊や不育症に関する医学的な相談や心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発を実施する。

政府の政策方針

全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定：第2章の1抜粋）

- 子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和3年度（2021年度）中に詳細を決定し、令和4年度（2022年度）当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額（1回30万円）等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行う。
- 同時に、不妊治療のみならず、里親制度や特別養子縁組等の諸制度について周知啓発を進める。また、児童虐待の予防の観点から、地域で子供を見守る体制の強化や児童福祉施設による子育て家庭への支援の強化を着実に推進する。さらに、不妊治療と仕事の両立に関し、社会的機運の醸成を推進するとともに、中小企業の取組に対する支援措置を含む、事業主による職場環境整備の推進のための必要な措置を講ずる。

経済財政運営と改革の基本方針2021

（令和3年6月18日閣議決定：第1章の2、第2章の4抜粋）

- 全世代型社会保障の構築、待機児童解消、不妊治療支援等を着実に進め、結婚・出産の希望を叶え、安心して子育てしやすい社会を実現する。
- 結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進（中略）などに取り組む。

講義の概要

1. 不妊治療等に関する関連法規や政策方針
2. 不妊治療等に関する公的研究事業
3. 不妊治療等に関する国の施策
4. 今後の方向性

公的研究事業

子ども・子育て支援推進調査研究事業（令和2年度）

概要版 : <https://www.mhlw.go.jp/content/000775160.pdf>
最終報告書 : <https://www.mhlw.go.jp/content/000766912.pdf>

① 不妊治療の実態に関する調査研究

【調査概要】

- 安全・安心な不妊治療を受けられる環境整備に向けた政策推進に資する基礎資料の作成を目的として、実態調査を実施した。
- 本調査研究においては、医療機関（産科・婦人科、泌尿器科）を対象とした郵送によるアンケート調査、不妊治療当事者及び一般の方を対象としたWEBによるアンケート調査等を行い、データの収集、集計および分析を行った。

調査対象	概要	調査手法	調査期間	回収状況
医療機関	産科・婦人科 公益社団法人日本産科婦人科学会にて登録されている医療機関のうち、「体外受精・胚移植に関する登録施設」に該当する622施設	郵送調査	2020.10.26～ 2020.12.31	394/622施設 (回収率：63%) 有効施設は386
泌尿器科	一般社団法人日本生殖医学会から受領した、男性不妊治療を実施している施設リストに掲載の172施設	郵送調査	2020.11.06～ 2020.12.31	88/172施設 (回収率：51%) 有効施設は88
不妊治療当事者	「あなた（あなたのパートナー）は過去・現在において不妊治療を行ったことがありますか？」に対して「はい」と回答した方	WEB調査	2020.11.07～ 2020.11.11	1,636件
一般	不妊治療当事者を除く一般人	WEB調査	2020.11.07～ 2020.11.11	1,166件

当事者アンケート

不妊治療当事者の治療の状況

概要版抜粋

- 妊娠開始から医療機関受診までの期間は、半年以内の回答が70%弱、1年以内まで広げると80%強であった。
- 治療周期数は、体外受精では3.7周期、顕微授精では2.1周期が全回答者の平均値となっていた。
- 治療費については、回答者によって幅がみられた。

■ 妊娠を開始してから不妊治療のために医療機関を受診するまでの期間のうち当てはまるものを以下からお選びください。

■ 以下の治療法について、これまでおよそ何回程度治療を実施しましたか。

治療法	平均回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~100	101~
体外受精	3.7	124	141	228	104	126	138	13	42	8	94	145	54	18	8	9	2
顕微授精	2.1	152	107	69	30	38	25	6	9	3	13	7	2	1	2	0	0

■ あなた（もしくはあなたのパートナー）が通院している医療機関で、これらの治療を受ける場合、1周期あたりおおよそどの程度の費用がかかりますか。

当事者アンケート

不妊症当事者の心理状態

概要版抜粋

- K6尺度による精神状態の分析では、精神的な問題の程度が重度とされる13点以上の当事者は、現在も継続的に治療中の方のうち、治療を開始してから妊娠したことがない者は男女ともに約2割であった。

参考：国民健康基礎調査（令和元年）20歳以上で10点以上は10.3%

■ 次の設問についてあなたの過去1ヵ月の間はどうであったか、各項目それぞれ当てはまるものをお選びください。（現在治療を行っている当事者のみ回答）

項目	まったくない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも
行儀が悪いと感じた	0%	1%	1%	3%	4%
焦燥感を感じた	0%	1%	2%	3%	4%
むねが重く、落ち込みを感じた	0%	1%	2%	3%	4%
夜が寝られなくなった	0%	1%	2%	3%	4%
食事が取れなくなった	0%	1%	2%	3%	4%
自分自身を責めたり後悔したりと感じた	0%	1%	2%	3%	4%
自分には価値のない人間だと感じた	0%	1%	2%	3%	4%

各回答者の合計スコアを24点満点で算出し、下記のカットオフ値を用いて分布を示した。

※上記の尺度については、K6と呼ばれるスクリーニング調査に用いられるものである。K6は地域精神保健学調査において、気分障害などをスクリーニングするためにKesslerらによって開発された尺度である。

当事者アンケート

不妊症当事者の心理的ストレス

概要版抜粋

- 不妊治療当事者においては、いずれの項目でも男性と比較して女性がストレスを感じている事が示唆される。特に、「他の人の妊娠が喜べない」「自身あるいはパートナーの親からのプレッシャー」において、男女の差が大きく見られた。

凡例：まったくない、少しだけ、ときどき、たいてい、いつも

■ 他の人の妊娠が喜べないと感じましたか

■ パートナーからのプレッシャーを感じることもある

■ 自身やパートナーの親からのプレッシャーを感じることもある

■ パートナーへの怒りを感じることもある

当事者アンケート

不妊症の相談支援ニーズ等

概要版抜粋

- 不妊治療の不安については、女性の方が男性よりも大きい傾向があり、「出産できるか」「治療費について」等に関する不安を訴える人が約半数以上であった。
- 不妊治療中に欲しい情報としては、「助成金に関する情報」「心理的なサポート」「不妊治療の一般的な成功確率など医学的な情報」「各医療機関の治療内容や実績について」が多くなっていた。
- 体外受精/顕微授精経験者のうち、特定不妊治療費助成の利用率は7割程度となっており、情報源は「医療機関から」「自治体ホームページ」が4割を超えていた。

■ 不妊治療開始時の不安

■ 不妊治療中に欲しい情報

■ 特定不妊治療費助成をご存知ですか。また利用したことがありますか。

■ どのような経緯で特定不妊治療費助成制度を知りましたか。

当事者アンケート

里親・特別養子縁組の認知・意向

概要版抜粋

- 養子縁組や里親制度についての利用意向/実績として、大多数が利用意向を示していないが、比較的年齢が若いほど、利用した・または利用を検討したと回答していた。
- 男女ともに、養子縁組や里親制度に関心はあるものの情報収集を行っていない人が3割弱いた。

■ 養子縁組や里親制度についての利用意向/実績として、以下から当てはまるものをお選びください。

■ 養子縁組や里親制度についてのお考えとして、以下から当てはまるものをお選びください。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

講義の概要

1. 不妊治療等に関する関連法規や政策方針
2. 不妊治療等に関する公的研究事業
3. 不妊治療等に関する国の施策
 - 1) 特定治療支援事業の変遷及び現行の助成制度について
 - 2) 不妊専門相談センター事業等
4. 今後の方向性



不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回30万円
 - ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵した卵が得られない等のため中止したものは、1回10万円。
 - ※通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円
 - ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術なし
- 所得制限 なし
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用
- 予算額 令和2年度第三次補正予算 370億円

2. 支給実績

平成16年度	17,657件	平成22年度	96,458件	平成28年度	141,890件
平成17年度	25,987件	平成23年度	112,642件	平成29年度	139,752件
平成18年度	31,048件	平成24年度	134,943件	平成30年度	137,928件
平成19年度	60,536件	平成25年度	148,659件	令和元年度	135,529件
平成20年度	72,029件	平成26年度	152,320件		
平成21年度	84,395件	平成27年度	160,733件		

特定治療支援事業の拡充について

令和2年12月までの支援制度

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

令和3年1月からの支援制度

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回30万円（考え方については次頁）
- ✓ 助成回数：6回（現行と同じ）、ただし、回数のカウントを以下のように見直す
生涯6回→子ども1人あたり6回
- ✓ 対象年齢：変更せず

※ 助成回数と対象年齢について、有識者検討会（平成25年）における結論を踏襲。

<拡充実施時期について>

- 令和3年1月1日以降に終了した治療

<保険適用への移行を見据えて>

- 年金や医療保険等他の社会保険制度においては、**法律婚と事実婚を区別しておらず**（例：年金の第三号被保険者制度、健康保険の扶養認定等）、原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

不育症検査費用助成事業

目的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、**不育症の方の経済的負担の軽減**を図る。

概要

- 対象者：二回以上の流産、死産の既往がある者
- 対象となる検査：先進医療として実施されている不育症検査
- 実施医療機関：当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関
- 助成額：当該先進医療検査費用に対して、**1回につき5万円上限**
- 実施主体：都道府県、指定都市、中核市（負担割合：国1/2、都道府県等1/2）

(参考) 先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

先進医療として実施されている不育症検査（令和3年4月～）

- 流産検体の染色体検査
 - ・ 流産検体の染色体検査を行うことにより、流産の要因が胎児要因であるか否かを知ることが出来る。
 - ・ 胎児染色体が正常であれば、親の要因による流産の可能性が高くなり、更なる詳細検査に進む指標となる。

不妊症・不育症への相談支援等に係る事業

① 不妊専門相談センター事業

- 不妊症や不育症について悩む夫婦等を対象に、夫婦等の健康状況に的確に応じた相談指導や、治療と仕事の両立に関する相談対応、治療に関する情報提供等を行う。
- ・ 補助率：国1/2、都道府県等1/2

相談支援の実施

② 不妊症・不育症支援ネットワーク事業

- 不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体、当事者団体等で構成される協議会を設置し、流産・死産に対するグループケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセリングの配置等を推進し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。
- ・ 補助率：国1/2、都道府県等1/2

関係機関間の協議会

③ 不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業

- 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を、国において実施する。

<研修内容>

- ① 不妊症・不育症に関する治療
- ② 不妊症・不育症に悩む方との接し方
- ③ 仕事と治療の両立
- ④ 特別養子縁組や里親制度 など

研修会の実施

④ 不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業

- 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成のため、国において普及啓発事業を実施する。

<実施内容の例>

- ① 全国フォーラムの開催
- ② 不妊症・不育症に関する広報の実施
- ③ 不妊治療を疑い、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度等の普及啓発 など

全国フォーラムの開催等

正しい情報の周知・広報

不妊専門相談センター事業

事業の目的

- 不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

対象者

- 不妊や不育症について悩む夫婦等

事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

実施担当者

- 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

実施場所

- (実施主体：都道府県・指定都市・中核市)
- 全国81か所（令和2年8月1日時点） ※自治体単独（3か所）含む
- 主に大学・大学病院・公立病院24か所、保健所28か所において実施。
【ニッポン一橋総合プラン】（平成28年6月2日閣議決定）：不妊専門相談センターを平成31年度までに都道府県、指定都市・中核市に配置

予算額等

- 令和3年度予算 1億円
- (令和2年度基準額474,500円×実施月数)（補助率 国1/2、都道府県、指定都市・中核市1/2）

相談実績

- 令和元年度：18,492件（内訳：電話9,369件、面接7,375件、メール1,638件、その他110件）
- (電話相談) 医師 13%、助産師 45%、保健師 23%、その他（心理職など）19%
- (面接相談) 医師 37%、助産師 29%、保健師 25%、その他（心理職など）19%
- (メール相談) 医師 26%、助産師 44%、保健師 13%、その他（心理職など）18%
- (相談内容)
 - ・ 費用や助成制度に関すること (7,720件)
 - ・ 不妊症の検査・治療 (4,778件)
 - ・ 不妊の原因 (1,447件)
 - ・ 不妊治療を実施している医療機関の情報 (1,573件)
 - ・ 家族に関すること (1,147件)
 - ・ 不育症に関すること (464件)
 - ・ 主治医や医療機関に対する不満 (619件)
 - ・ 世間の偏見や無理解に関する不満 (400件)
 - ・ 不妊治療と仕事の両立について (648件)

不妊症・不育症ネットワーク事業

1. 目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域おける不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。



2. 事業内容

- 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症への支援の充実を図る
- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーの配置
- 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施 など

3. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市のうち、不妊専門相談センター事業を実施している自治体

4. 予算額、補助率

- 補助基準額案：不妊専門相談センター事業を実施する自治体において、当事業を行う場合、1,040万円の加算を実施
- 補助率：国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業

1. 目的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポーターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

2. 実施主体

- 国において実施（母子保健部分野の人材育成のノウハウのある事業者や、不妊症・不育症に関する専門的知見等を有する団体に委託。）

3. 事業内容

ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には修了証を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事した。
- 研修内容：
 - ① 不妊症・不育症に関する治療について
 - ② 不妊症・不育症に悩む方との接し方
 - ③ 仕事と治療の両立
 - ④ 養子縁組や里親制度 など

医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
- 研修内容：
 - ① 不妊相談に必要な生殖医学の基礎
 - ② 生殖心理カウンセリング
 - ③ 仕事と治療の両立
 - ④ 社会的養育や里親制度 など

※今年度はいずれもオンラインで実施。

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業

10月6日より、日本助産師会HPにてオンライン受講を開始しております。

(<https://www.peersupporter.info/>)

【例：医療従事者向け講習会のスケジュール】

日次	内容	15分	45分	90分
1	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
2	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
3	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
4	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
5	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
6	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
7	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
8	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
9	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
10	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
11	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		
12	不妊・不育症に関する基礎知識の紹介（一部研修後の生体受精の仕組み）	基礎知識の紹介		

不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業

1. 目的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ちにも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

2. 実施主体

- 国において実施（広報等に知見のある事業者へ委託することを検討。）

3. 事業内容

- 以下の事業を実施することで、不妊症・不育症等の普及啓発や、併せて、不妊専門相談センター等の相談窓口の周知を実施。
 - ・ 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施
 - …全国の主要都市でフォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。
 - ・ 不妊症・不育症等の理解を深めるための新聞広告、テレビCM等の実施
 - …不妊症・不育症等に関して、新聞、インターネットやテレビで広報を行い、広く国民の理解を深める。
 - ・ 不妊症・不育症等の普及啓発に係るシンボルマーク等の検討
 - …シンボルカラー、シンボルマークを作成し、社会機運の醸成を図る。
 - ・ 不妊治療を続け、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

講義の概要

1. 不妊治療等に関する関連法規や政策方針
2. 不妊治療等に関するデータ等
3. 不妊治療等に関する国の施策
4. 今後の方向性
 - 1) 不妊治療の保険適用
 - 2) 特定治療支援事業対象施設の情報公開
 - 3) 不妊治療等における里親・養子縁組の情報提供体制

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

28

引用元：第101回先進医療会議 資料 先-2（令和3年8月5日）

不妊治療の保険適用

- ① 保険適用について
 - 子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和3年度中に詳細を決定し、令和4年度当初から保険適用を実施することとし、以下の工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。
- ② 保険外併用の仕組みの活用
 - オプション的な処置などで直ちに保険適用に至らないものについては、例えば、エビデンスを蓄積しながら保険適用を目指す「先進医療」などの保険外併用を活用することにより、できるだけ広く実施を可能とする。

工程表

	2020(R2)年度				2021(R3)年度				2022(R4)年度～	
	12	1	2	3	4～6	7～9	10～12	1～3		
助成金	助成金拡充									
保険適用	● 方針の検討			3月末	夏頃	中協で議論	年明け	● 準備期間	● 保険適用決定	● 保険適用(R4.4～)
工程提示	● 実態調査			● 学会の検討	● 完成予定	● 保険外併用の仕組みの手続き				
	※厚生労働省科学政策課により助成				● 保険外併用の仕組みの手続き					

29

特定治療支援事業対象施設の情報公開

令和3年2月に助成金の運営要綱を変更し、特定治療支援事業の対象となる施設には情報公開を求めています。

【安心こども基金管理運営要領 別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」】より抜粋

11 情報公開

- (1) 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報について、別紙5-1および別紙5-2に示す様式に従い、都道府県等に対し提出することとする。なお、別紙5-1は都道府県等への提出を必須とするが、別紙5-2については任意とする。
- (2) 都道府県等は、(1)に示す、管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、ホームページ上で一覧的に掲載することとする。

必須項目（抜粋）

- 配置人員：**
産婦人科専門医、泌尿器科専門医、生殖補助医療専門医、看護師、胚培養士/エンブリオロジスト、コーディネーター、カウンセラー
- 治療内容（年間件数及び費用）：**
人工授精、体外受精+新鮮胚移植、凍結融解胚移植、顕微授精、精巣内精子回収術
- 医療安全管理体制の確保：**
倫理委員会の設置、医療事故情報収集等事業への参加、記録の長期保存、里親・特別養子縁組の普及啓発や関係者などとの連携等

任意項目（抜粋）

- 治療成績：**
35歳以上40歳未満である女性に対して行った採卵総回数、胚移植総回数、妊娠数、生産分娩数及び胚移植あたりの生産率（%）
※新鮮胚移植では体外受精・顕微授精を分けて調査。
- 来院患者情報（年齢層別患者数）：**
体外受精・顕微授精・胚移植及び精巣内精子回収術を行った患者の年齢層と患者数
- 施設の治療方針（自由記載）**

30

特定治療支援事業対象施設の情報公開

厚生労働省ホームページ「不妊に悩む方への特定治療支援事業 指定医療機関一覧」にて、情報公開にご協力いただいた自治体の公式ホームページの一覧を載せております。

厚生労働省ホームページ「不妊に悩む方への特定治療支援事業 指定医療機関一覧」にて、情報公開にご協力いただいた自治体の公式ホームページの一覧を載せております。

令和3年11月4日時点で
47都道府県、
20指定都市、
59中核市が
データを掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

31

不妊治療等における里親・養子縁組の情報提供体制

令和3年2月に助成金の運営要綱を変更し、特定治療支援事業を実施する自治体には、希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を行うことを求めています。

【安心こども基金管理運営要領 別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」】より抜粋

10 広報活動・ネットワークの構築等

- (1) 都道府県等は、不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。
また、近年の結婚年齢の上昇に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇する一方で、高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなるのが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について、正確な情報の提供、普及啓発を行うこととする。
さらに普及啓発の実施に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこととする。
また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。

32



令和3年度 厚生労働省委託母子保健指導者養成研修

ご静聴ありがとうございました。

不妊・不育相談支援研修：行政説明

厚生労働省 子ども家庭局母子保健課
課長補佐 涌井 菜央

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

33